厚木市の人事行政の運営等の状況について

平成２９年１２月

厚木市総務部職員課

目　　次

１　職員の任免及び職員数等に関する状況 …… １
⑴ 職員の総数 …… １
⑵ 部門別職員数の状況と主な増減理由 …… ２
⑶ 年齢別職員数の状況 …… ３
⑷ 採用者の状況 …… ３
⑸ 退職者の状況 …… ７
⑹ 再任用の状況 …… ７
⑺ 障がい者の任用状況 …… ８

２　職員の人事評価の状況 …… ８

３　職員の給与の状況 …… ９
⑴ 人件費の状況 …… ９
⑵ 職員給与費の状況 …… ９
⑶ ラスパイレス指数の状況 …… ９
⑷ 給与制度の総合的見直しの実施状況 …… 10
⑸ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 …… 10
⑹ 職員の初任給の状況 …… 11
⑺ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 …… 11
⑻ 一般行政職の級別職員数の状況 …… 12
⑼ 昇給への勤務成績の反映状況 …… 12
⑽ 職員の手当の状況 …… 13
⑾ 特別職の報酬等の状況 …… 16

４　公営企業職員の給与の状況 …… 17
⑴ 職員給与費の状況 …… 17
⑵ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 …… 17
⑶ 職員の手当の状況 …… 18

５　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況　……　22
⑴　職員の勤務時間、休憩時間の概要　……　22
⑵　職員の年次休暇の概要と取得状況　……　22
⑶　特別休暇の概要　……　22
⑷　介護休暇の概要と取得状況　……　23
⑸　療養休暇の概要と取得状況　……　23
⑹　安全衛生管理体制の整備状況　……　24

６　職員の休業に関する状況　……　24

７　職員の分限処分及び懲戒処分の状況　……　25
⑴　分限処分の状況　……　25
⑵　懲戒処分の状況　……　25

８　職員の服務の状況　……　26

９　職員の退職管理の状況　……　26

10　職員の研修の状況　……　27
⑴　人材育成基本方針の概要　……　27
⑵　研修方針・体系の概要と実施状況　……　27

11　職員の福祉及び利益の保護の状況　……　30
⑴　共済組合の概要　……　30
⑵　公務災害補償の概要と発生状況　……　30
⑶　職員の健康診断等の概要　……　31
⑷　メンタルヘルスへの対応状況　……　31
⑸　セクシュアルハラスメント等への対応状況　……　31
⑹　その他職員福祉のための独自の制度の概要　……　31

12　公平委員会の業務の状況　…… 32
(1) 苦情処理制度の概要　…… 32
(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況　…… 32
(3) 不利益処分に関する審査請求制度の概要と状況　…… 32

厚木市の人事行政の運営等の状況について

厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定に基づき、職員の任免及び職員数、職員の給与の状況など、厚木市における人事行政の運営等に関する状況について次のとおり公表します。

１　職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています。）

（各年４月１日現在）［単位：人］

区　分		平成29年	平成28年	増減
職 員 定 数		1,650 540	1,650 540	
職員数	総　数	1535（61） 476（7）	1,527（50） 488（7）	8（11） ▲12
	うち女性職員数	402（5） 332（7）	388（3） 337（6）	14（2） ▲5（1）

（注）１　市立病院（企業職員）は、職員定数を別に定めているため、上段を一般職員、下段を企業職員として掲載しています。

２　一般職の職員とは、市長、副市長、教育長、議員等の特別職以外の職員を指し、その職種には、一般行政職、技能労務職、消防職があります。

また、企業職員とは、特別職（病院事業管理者）以外の職員を指し、その職種には、企業行政職、医療職があります。

３　（　）内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。

４　職員数は、一部事務組合への派遣職員を除いた数を記載しています。

【職員数の推移】

（各年４月１日現在）［単位：人］

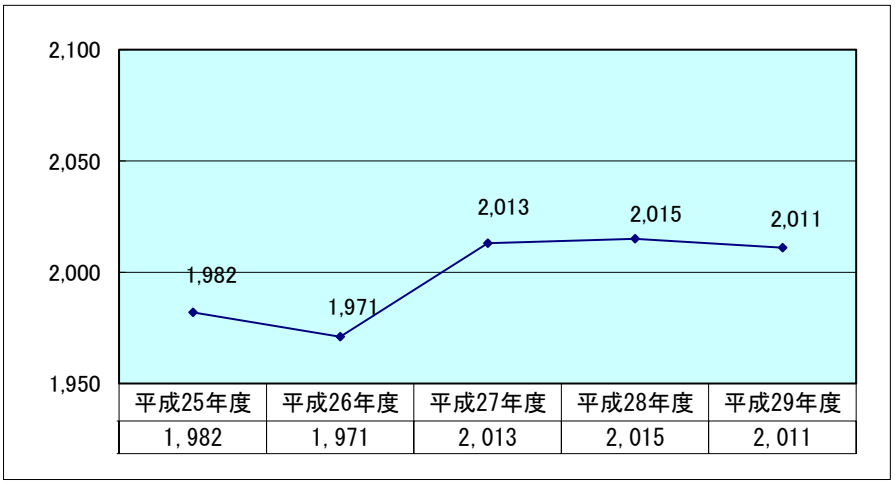

※　企業職員 476 人を含む

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年４月１日現在)［単位：人］

区　分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成29年	平成28年		
一般行政部門	議会	13	13	0	
	総務・企画	257（24）	261（18）	▲4（6）	・事務の統廃合縮小に伴う減員
	税務	74（2）	74（2）	0	
	労働	2	2	0	
	農林水産	30	28	2	・業務増に伴う増員
	商工	28	27	1	・定数の充足
	土木	200（7）	200（5）	0（2）	
	民生	236	230	6	・業務増に伴う増員
	衛生	163（13）	163（10）	0（3）	
	小計	1,003（46）	998（35）	5（11）	
特別行政部門	教育	195（5）	197（4）	▲2（1）	・事務の統廃合縮小に伴う減員
	消防	262（10）	258（11）	4（▲1）	・定数の充足
	小計	457（15）	455（15）	2（0）	
公営企業等会計部門	病院	476（7）	488（7）	▲12（0）	・事務の統廃合縮小に伴う減員
	下水道	22	22	0	
	その他	53	52	1	・業務増に伴う増員
	小計	551（7）	562（7）	▲11（0）	
合計		2,011（68）	2,015（57）	▲4（11）	

（注）１　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

２　（　）内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。

３　一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防の部門です。公営企業等会計部門とは、病院、下水道等の部門です。

(3) 年齢別職員数の状況

ア　年齢別職員数の状況

（平成29年４月１日現在）

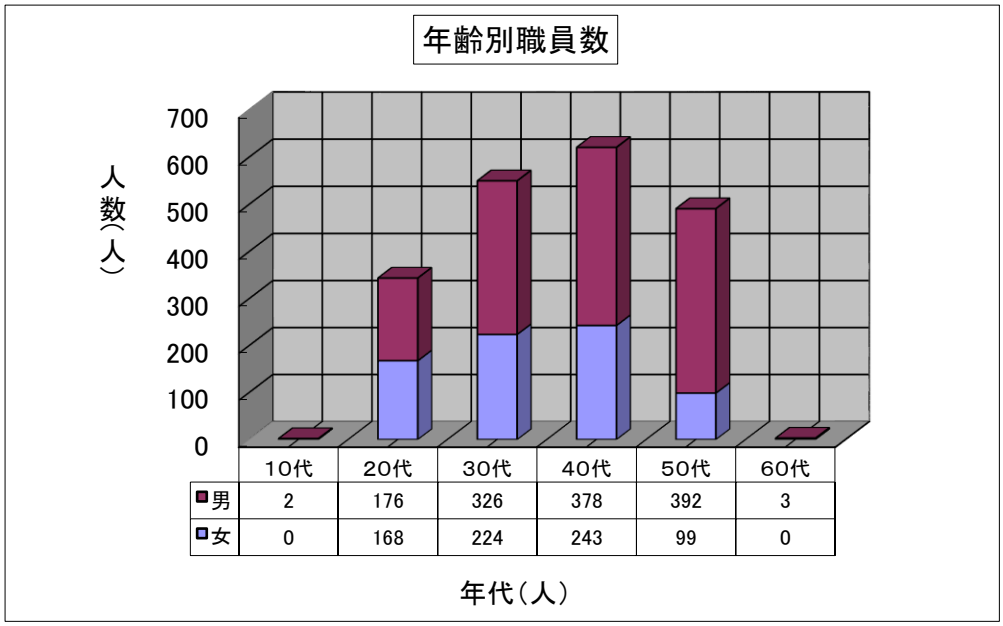

イ　全職員の平均年齢

（各年４月１日現在）

区　分	平成29年	平成28年
平均年齢	41.5 歳	41.4 歳

（注）　職種別の平均年齢は「３(5)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」に記載しています。

(4) 採用者の状況

ア　職種別採用職員数

［単位：人］

職　種	採用区分	平成28年度			平成27年度		
		男	女	計	男	女	計
一般行政職	試験採用	24	18	42	22	14	36
	選考採用	0	0	0	0	0	0
技能労務職	試験採用	0	0	0	0	0	0
	選考採用	0	0	0	0	0	0
消 防 職	試験採用	19	1	20	17	0	17
	選考採用	0	0	0	0	0	0
医 療 職	試験採用	7	26	33	9	36	45
	選考採用	13	6	19	25	5	30
計	試験採用	50	45	95	48	50	98
	選考採用	13	6	19	25	5	30

イ　採用試験実施状況

(ｱ) 平成28年度採用試験実施結果

［単位：人］

試験区分			一次試験受験者数	一次試験合格者数	二次試験合格者数	三次試験合格者数	最終試験合格者数
一般行政職	事務上級Ａ	男性	173	96	67	37	16
		女性	62	23	17	14	13
		計	235	119	84	51	29
	事務上級Ｂ（社会福祉）	男性	2	0	－	－	－
		女性	1	0	－	－	－
		計	3	0	－	－	－
	保健師	男性	0	0	0		0
		女性	5	5	3		3
		計	5	5	3		3
	保育士	男性	5	4	1		0
		女性	32	18	15		7
		計	37	22	16		7
	土木上級	男性	51	37	23		12
		女性	4	3	2		1
		計	55	40	25		13
	建築上級	男性	11	8	5		2
		女性	2	2	1		1
		計	13	10	6		3
	建築機械上級	男性	5	3	2		1
		女性	0	0	0		0
		計	5	3	2		1
	事務上級Ｂ（社会福祉10月）	男性	8	2	1		1
		女性	5	1	1		0
		計	13	3	2		1
	土木上級（10月）	男性	11	7	3		3
		女性	0	0	0		0
		計	11	7	3		3
消防職	消防上級	男性	44	37	18		11
		女性	2	2	2		1
		計	46	39	20		12
医療職	看護師（7月）	男性	2				0
		女性	21				15
		計	23				15
	看護師（11月）	男性	1				0
		女性	5				2
		計	6				2
	看護師（1月）	男性	0				0
		女性	1				0
		計	1				0
	言語聴覚士	男性	2	1			1
		女性	1	1			1

		計	3	2			2
	臨床検査技師	男性	1	0			0
		女性	1	1			1
		計	2	1			1
	臨床検査技師（1月）	男性	3	0			0
		女性	13	5			1
		計	16	5			1
	診療放射線技師	男性	6	2			1
		女性	1	1			0
		計	7	3			1
	診療放射線技師（11月）	男性	4	0			0
		女性	4	4			2
		計	8	4			2
	障がい者枠（社会福祉士）	男性	0				0
		女性	1				1
		計	1				1
合計		男性	329	197	120	37	48
		女性	161	66	41	14	49
		計	490	263	161	51	97

※看護師（随時試験）については、２回実施

(ｲ) 平成27年度採用試験実施結果

［単位：人］

試験区分		一次試験受験者数			一次試験合格者数			二次試験合格者数			最終合格者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一般行政職	事務上級Ａ	185	75	260	64	28	92	28	12	40	13	11	24
	事務上級Ｂ（社会福祉）	3	1	4	0	0	0	－	－	－	－	－	－
	保健師	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	2	2
	保育士	9	25	34	8	22	30	1	11	12	0	5	5
	土木上級	16	4	20	11	3	14	6	1	7	5	1	6
	建築上級	9	4	13	8	3	11	7	2	9	5	1	6
	建築機械上級	1	0	1	0	0	0	－	－	－	－	－	－
	建築電気上級	14	0	14	10	0	10	5	0	5	2	0	2
	事務上級Ｂ（社会福祉・10 月）	11	9	20	5	6	11	3	4	7	1	3	4
	土木上級（10 月）	13	4	17	11	3	14	8	1	9	4	1	5

	建築上級（10 月）	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4
	建築機械上級（10 月）	5	1	6	5	1	6	4	1	5	1	0	1
	保健師（10月）	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
消防職	消防上級	40	0	40	27	0	27	18	0	18	11	0	11
	消防初級（10月）	66	7	73	43	4	47	19	1	20	10	1	11
医療職	臨床検査技師	0	4	4	0	2	2	0	1	1			
	薬剤師	3	5	8	1	1	2						
	臨床工学技士	5	1	6	1	1	2	1	1	2			
	診療放射線技師	3	1	4	1	1	2	0	1	1			
	理学療法士	1	2	3	1	2	3	1	0	1			
	作業療法士	2	1	3	1	1	2	1	0	1			
	看護師（4 月）	0	13	13	0	12	12						
	看護師（6 月）	1	7	8	0	6	6						
	看護師（8 月）	0	7	7	0	5	5						
	看護師（1 月）	0	4	4	0	4	4						
合　計		389	182	571	199	112	311	104	43	147	54	28	82

(5) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

・定年退職　　：定年により退職する場合
・勧奨退職　　：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合
・自己都合退職：本人の都合により退職する場合
・その他　　：死亡による退職ほか

【事由別退職者の数】

（平成28年度）［単位：人］

職　種		定　年	勧　奨	自己都合	その他	計
一般行政職		20（18）	0（0）	14（24）	10（5）	44（47）
	うち管理職	17（18）	0（0）	3（9）	7（5）	27（32）
技能労務職		6（7）	0（0）	2（2）	0（1）	8（10）
	うち管理職	—	—	—	—	—
消 防 職		4（6）	0（0）	3（5）	0（0）	7（11）
	うち管理職	4（6）	0（0）	1（2）	0（0）	5（8）
医 療 職		1（5）	0（0）	52（48）	1（0）	54（53）
	うち管理職	0（1）	0（0）	5（6）	0（0）	5（7）
計		31（36）	0（0）	71（79）	11（6）	113（121）
	うち管理職	21（25）	0（0）	9（17）	7（5）	37（47）

（注）　（　）内は平成27年度の状況です。

(6) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者等を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、短時間勤務職員がありますが、本市では短時間勤務職員のみとしています。

（平成29年度）［単位：人］

職　種	常時勤務	短時間勤務
一般行政職	0（0）	31（24）
消　防　職	0（0）	10（11）
技能労務職	0（0）	20（16）
医　療　職	0（0）	7（6）
計	0（0）	68（57）

（注）　1　（　）内は平成28年度の状況です。
　　2　職種は再任用時の職種です。

(7) 障がい者の任用状況

平成29年度	平成28年度	平成27年度	法定雇用率
2.45 ％	2.25％	2.24 ％	2.3％

2　職員の人事評価の状況

職員の仕事の成果、取組む姿勢及び職務遂行上見られた能力について、評価項目を実績評価、能力評価、態度評価とし、中間・年間評価等を行います。

評価結果は、人事（昇任・昇格、人事配置）、人材育成及び給与（勤勉手当、昇給）の基礎データとして活用しています。

評価の種類	概　要	評価期間
中間評価	勤勉手当（成績率）や昇給に反映させるために、勤勉手当の支給基準日に合わせて、年に２回行う人事評価	前年の12月２日 ～ ６月１日
		６月２日～12月１日
年間評価	評価結果を昇任・昇格、人事配置及び人材育成等に反映させるために、当該年度の評価として、年に１回行う人事評価	４月１日 ～翌年３月31日
特別評価	条件附き採用(条件附き採用期間６か月)から正式採用を判断するときに行う人事評価	採用後６か月経過した日までの期間
随時評価	人事主管部長が、必要と認めたときに行う人事評価	必要と認めた評価対象期間

３　職員の給与の状況（一般会計）

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

(1) 人件費の状況

区　　分	住民基本台帳人口（平成29年1月1日）	歳　出　額（A）	実質収支	人　件　費（B）	人件費率（B）／（A）	平成27年度の人件費率（参考）
平成28年度	225,366 人	78,957,642千円	3,426,502 千円	14,638,996千円	18.5%	18.2%

（注）　人件費とは 、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料、報酬等、職員が加入している地方公務員共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(2) 職員給与費の状況

区　分	職 員 数（A）	給　　与　　費				１人当たり給与費（B）／（A）
		給　　料	職 員 手 当	期末･勤勉手当	計（B）	
平成28年度	1,513人	5,826,948 千円	2,402,202 千円	2,576,793 千円	10,805,943 千円	7,142 千円

（注）　１　職員手当とは、扶養、地域、住居、通勤、管理職、特殊勤務、時間外勤務などの手当です（退職手当を除く）。
　　２　職員数は、平成28年４月１日現在の人数です（再任用職員を含む）。

(3) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を「100」とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。厚木市職員のラスパイレス指数の推移は、次のとおりです。

（各年４月１日現在）

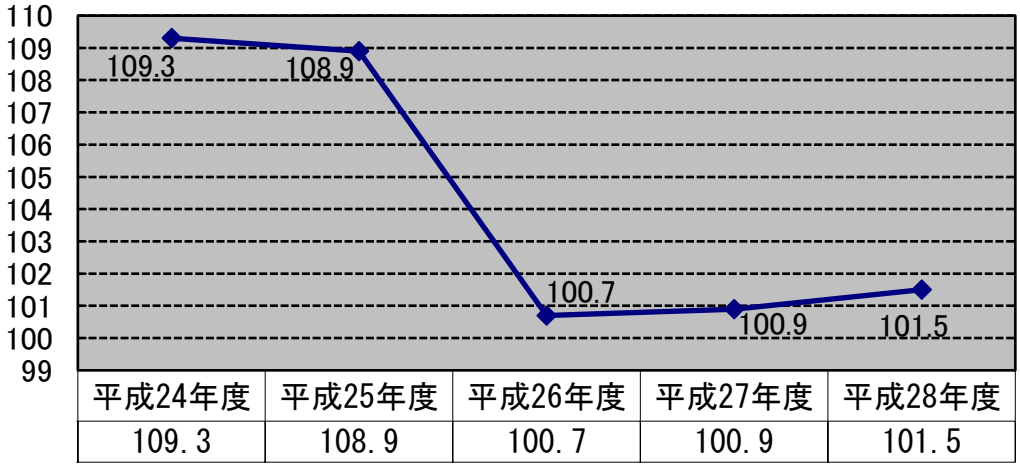

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数　99.8　（平成28年４月１日現在）

（注）「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均２％の引下げ（平成27年４月１日から実施）及び地域手当の支給割合の見直し（平成27年４月１日から３年間かけて段階的に実施）等に取り組むとされています。

ア 給料表の見直し

実施

給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平成28年４月１日から平均1.95%引下げしています。なお、激変緩和のため、３年間（平成31年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。

イ　地域手当の見直し　　（平成29年４月１日現在）

※厚木市の支給割合は、独自削減をしています。

区　　分	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合
国基準による支給割合	16%	16%
厚木市の支給割合	14%	14%

ウ　特記事項

職員給与の独自削減

(ｱ) 地域手当の支給率を、給与条例の本則上16%（平成29年４月１日現在）に対して、平成24年度は12%、平成25年度及び平成26年度は10%、平成27年度は12%、平成28年度及び平成29年度は14%としています。

(ｲ) 管理職手当の月額を平均８％削減しています（平成24年度から当分の間）。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年４月１日現在）

ア　一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
厚木市	43.3 歳	335,246円	475,025円	426,838円
国	43.6 歳	330,531円	—	410,719円

イ　技能労務職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
厚木市	50.3 歳	340,144円	438,824円	413,149円
うち清掃職員	49.9 歳	345,898円	440,034円	421,277円
うち給食調理員	49.9 歳	304,550円	389,888円	367,621円
うち庁務用務員	51.8 歳	337,467円	400,463円	392,212円
うち自動車運転員	54.5 歳	371,457円	555,132円	450,508円
国	50.6 歳	286,833円	—	328,360円

ウ　消防職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
厚木市	39.3 歳	314,395円	429,293円	401,722円

（注）　1　「平均給料月額」とは、平成29年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、時間外勤務手当等の職員手当の額との合計額を職員数で除したものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況

（平成29年４月１日現在）

区　　分		厚木市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	182,700円	184,800円	総合職　182,700円 一般職　178,200円
	高校卒	155,800円	150,500円	一般職　146,100円
技能労務職	―	155,800円	―	―
消防職	大学卒	211,400円	―	―
	高校卒	171,600円	―	―

（注）　技能労務職の初任給は、環境整備員及び道路作業員を19歳以下で採用された場合です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（平成29年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
		平均給料月額	平均給料月額	平均給料月額
一般行政職	大学卒	260,194円	372,636円	393,992円
	高校卒	224,467円	313,650円	382,750円
技能労務職	高校卒	―	305,000円	358,625円
消防職	高校卒	248,400円	308,975円	386,367円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成29年４月１日現在)

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	理事・部長	29人	3.1%	361,800円	449,300円
7 級	次長・参事	32人	3.4%	340,100円	444,500円
6 級	課長	74人	7.9%	317,700円	409,400円
5 級	主幹・副主幹	357人	38.2%	287,100円	392,200円
4 級	主査	133人	14.3%	261,100円	380,200円
3 級	主任	131人	14.0%	227,900円	349,200円
2 級	主事・技師	112人	12.0%	167,600円	338,300円
1 級	主事補・技師補	66人	7.1%	141,600円	280,700円

(注) 1 厚木市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

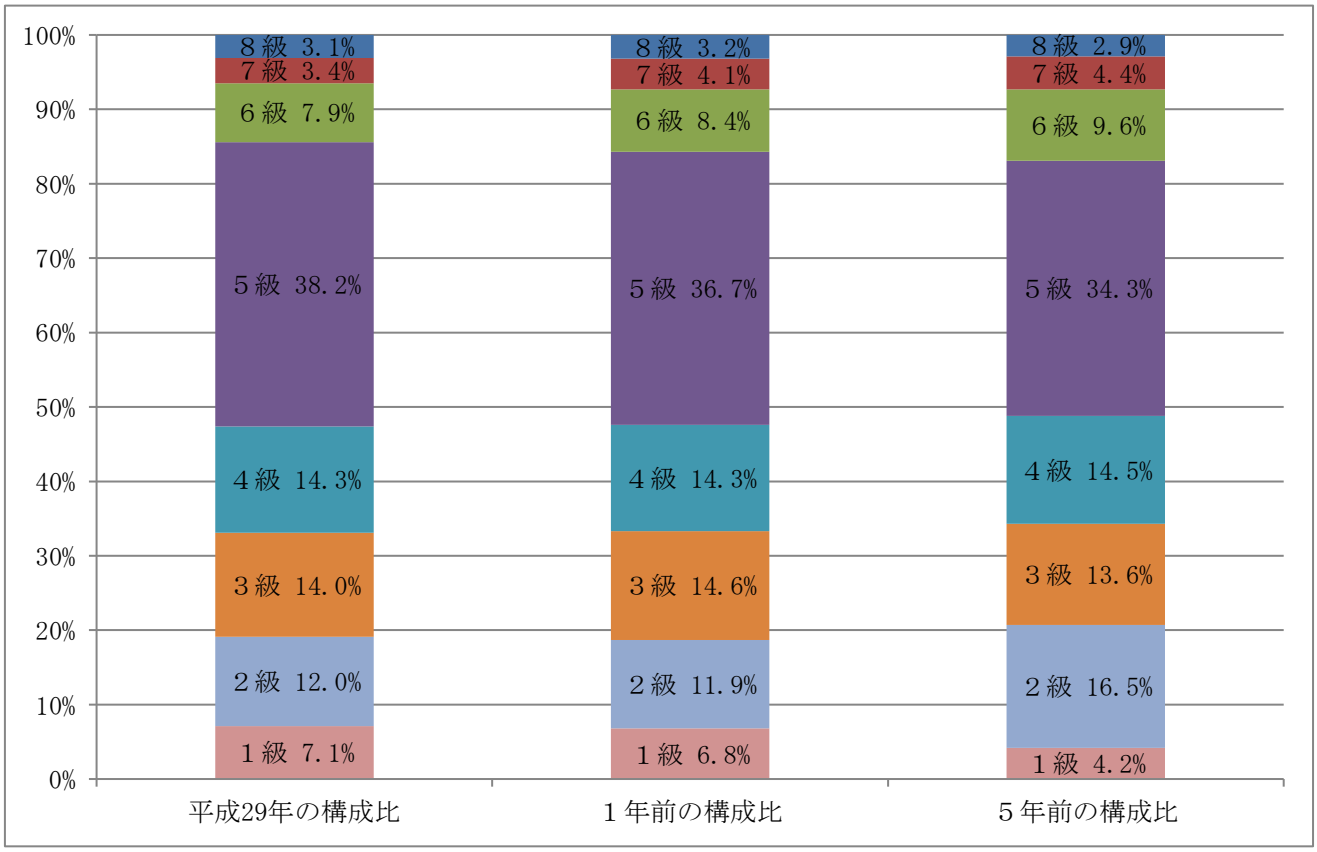

(9) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第23条の２に基づき、平成15年度から毎年１月１日に全職員に対して、人事評価の結果を反映しています。

(10) 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

厚　木　市		国	
１人当たり平均支給額（平成28年度）		―	
1,792千円			
平成28年度支給割合		平成28年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分（1.45月分）	1.70月分(0.80月分)	2.60月分（1.45月分）	1.70月分(0.80月分)
加算措置の状況		加算措置の状況	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～20％		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５％～20％ ・管理職加算　10％～25％	

（注）　１　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。
　　２　勤勉手当については、平成15年度から、全職員を対象に人事評価結果を反映した成績率を導入しています。
　　３　対象は、市長部局の一般行政職です。

イ　退職手当

（平成29年４月１日現在）

厚　木　市			国	
支給率	自己都合	定年	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59　月分	41.325月分	49.59　月分
最高限度額	49.59 月分	49.59　月分	49.59月分	49.59　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,322千円	22,596千円	―	―

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給した平均額です。

ウ　地域手当

（平成29年４月１日現在）

支 給 実 績（平成28年度決算）	882,437千円
支給職員１人当たり平均支給年額	598,668円
支給職員数	1,474人
支給率	国の支給率
14%（16%）	16%

（注）　１　支給率の（　）内は、厚木市職員の給与に関する条例に規定している率です。
　　２　実支給率は、自主的な削減として、平成24年度は12%、平成25・26年度は10%、平成27年度は12%、平成28年度及び平成29年度は14%に引下げをしています。

エ　特殊勤務手当

（平成29年４月１日現在）

支給実績（平成28年度決算）	13,820千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	41,879円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	21.8 ％
手当の種類（手当数）	7 種類

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉手当	社会福祉主事が生活保護に係る社会福祉主事の職務に従事	1月　6,000円
行旅死亡人等処置手当	行旅死亡人又は変死人の処置に従事	1回　3,000円
感染症防疫等手当	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護等又は感染症の病原体を保有する若しくは保有する疑いのある家畜の防疫業務に従事	1日　300円
環境衛生手当	犬・猫等動物の死体の処理に従事	1回　300円
有害物等取扱手当	病害虫の駆除その他人体に危険性のある製剤の取扱い又は有毒ガスその他危険、不快を伴う公害に係る検査に従事	1日　300円
救急業務等手当	消防職員が重度傷病者の救急又は救助の業務に従事	1回　200円
	救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命処置の業務に従事	1回　500円
特殊車両運転手当	大型自動車及び大型特殊自動車の運転に従事	1日　200円
	救急車、清掃車その他市長が指定する自動車の運転に従事	1日　150円

オ　時間外勤務手当

平成28年度決算	支　給　実　績	643,242千円
	職員１人当たり平均支給年額	553千円
平成27年度決算	支　給　実　績	661,423千円
	職員１人当たり平均支給年額	564千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（特別職及び管理職員を除く）であり、再任用職員（短時間勤務）を含みます。

カ　その他の手当

（平成29年４月１日現在）

<table>
<tr><th>手当名</th><th colspan="2">内容及び支給単価</th><th>国の制度</th><th>支給実績
（平成28年度決算）</th><th>支給職員
１人当たり
平均支給年額
（平成28年度決算）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当</td><td>配偶者</td><td>14,000円</td><td>10,000円</td><td rowspan="4">208,865千円</td><td rowspan="4">270,901円</td></tr>
<tr><td>配偶者以外の扶養親族</td><td>7,500円</td><td>（子）8,000円
（父母等）6,500円</td></tr>
<tr><td>配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人</td><td>11,300円</td><td>（１人目が子の場合）
10,000円
（1人目が父母等の場合）
9,000円</td></tr>
<tr><td>特定期間の加算
（15歳～22歳の子）</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td colspan="2">27,000円を限度</td><td>27,000円を限度</td><td>169,436千円</td><td>169,267円</td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td colspan="2">全額支給
（片道２㌔未満を除く）</td><td>55,000円を限度
（片道２㌔未満を除く）</td><td>111,626千円</td><td>93,100円</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td colspan="2">職に応じて59,000円から90,700円
（自主的に約８％削減）</td><td>職に応じて46,300円から139,300円</td><td>273,454千円</td><td>794,925円</td></tr>
</table>

（注）管理職手当の月額は、自主的な削減として、平成24年度から約８％を減額しています。

(11) 特別職の報酬等の状況

(平成29年４月１日現在)

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="3">給 料 月 額 等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給料</td><td>市　　長</td><td colspan="3">670,600 円　(958,000 円)</td></tr>
<tr><td>副 市 長</td><td colspan="3">678,600 円　(780,000 円)</td></tr>
<tr><td>教 育 長</td><td colspan="3">656,580 円　(706,000 円)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報酬</td><td>議　　長</td><td colspan="3">566,000 円</td></tr>
<tr><td>副 議 長</td><td colspan="3">490,000 円</td></tr>
<tr><td>議　　員</td><td colspan="3">452,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>市　　長
副 市 長
教 育 長</td><td colspan="3">4.05月分　(平成28年度支給割合)
6月期　1.90月分／12月期　2.15月分</td></tr>
<tr><td>議　　長
副 議 長
議　　員</td><td colspan="3">4.05月分　(平成28年度支給割合)
6月期　1.90月分／12月期　2.15月分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">退職手当</td><td rowspan="2">市　　長</td><td>(算定方式)</td><td>(1期の手当額)</td><td>(支給時期)</td></tr>
<tr><td>958,000円×在職年数×400/100</td><td>15,328,000円</td><td>任期毎</td></tr>
<tr><td>副 市 長</td><td>780,000円×在職年数×300/100</td><td>9,360,000円</td><td>任期毎</td></tr>
<tr><td>教 育 長</td><td>706,000円×在職年数×200/100</td><td>4,236,000円</td><td>任期毎</td></tr>
</table>

(注) １　給料の（　　）内は、減額措置を行う前の金額です。

２　給料を市長は30%、副市長は13%、教育長は７%の削減措置を行っています。

３　期末手当については、それぞれ減額後の給料を基に計算しています。

４　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、市長及び副市長が１期（４年＝48月)、教育長が１期（３年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

4　公営企業職員の給与の状況

地方公営企業法の規定が適用される厚木市立病院に勤務する職員の給与の状況は次のとおりです。

(1) 職員給与費の状況

区　分	総費用 （A）	純損益又は 実質収支	職員給与費 （B）	総費用に占める 職員給与費比率 （B／A）	(参考) 平成27年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 28年度	10,667,677千円	▲1,629,897千円	5,191,031千円	48.66%	50.98%

区　分	職員数 （A）	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
平成 28年度	478 人	1,732,276 千円	1,275,255 千円	739,292 千円	3,746,823 千円	7,839 千円

(注) 1　職員手当とは、扶養、地域、住居、通勤、管理職、特殊勤務、時間外勤務などの手当です(退職手当を除く)。

2　職員数は、平成29年３月31日現在の人数です（再任用職員を含む)。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年４月１日現在）

ア　医師・歯科医師職

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	39.9 歳	493,517円	1,376,244円

イ　薬剤師・その他医療技術職

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	36.7 歳	334,055円	522,791円

ウ　看護師職

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	36.9 歳	337,201円	514,453円

エ　行政職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	45.0 歳	420,400円	667,932円

(注)　1　基本給とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2　平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

厚木市（病院事業）	
１人当たり平均支給額（平成28年度）	
1,486千円	
平成28年度支給割合	
期末手当	勤勉手当
2.60月分（1.45月分）	1.70月分（0.80月分）
加算措置の状況	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～20％	

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当

（平成29年４月１日現在）

厚木市（病院事業）		
支　給　率	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59　月分
最高限度額	49.59 月分	49.59　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	726千円	8,073千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当

（平成29年４月１日現在）

支 給 実 績（平成28年度決算）	256,760千円
支給職員１人当たり平均支給年額	547,462円
支給職員数	469人
支給率	国の支給率
14%（16%）	16%

（注）１　支給率の（　）内は、「厚木市病院事業企業職員の給与に関する規程」第８条第２項に規定している率です。

２ 実支給率は、自主的な削減として、平成24年度は12%、平成25年度及び平成26年度は10%、平成27年度は12%、平成28年度及び平成29年度は14%に引下げをしています。

エ　特殊勤務手当

（平成29年４月１日現在）

支給実績（平成28年度決算）	324,783千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	1,031,058円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	63.4 ％
手当の種類（手当数）	7 種類

手当の名称	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
病院業務手当	医師が病院業務に従事	副院長、統括診療部長、診療科主任部長、診療科部長、部長、上席医長及び医長	1月　50,000円
		医員	1月　10,000円
		業績貢献事由によるもの	1月　300,000円を上回らない額
特定看護業務手当	助産師（看護師のうち助産師の資格を有する職員を含む）が産科業務に従事		1月　5,000円
夜間看護等手当	看護師が深夜業務（午後10時から翌日の午前5時までの間）に従事	①深夜全部	1勤務　8,000円
		②深夜4時間以上	1勤務　4,000円
		③深夜2時間以上4時間未満	1勤務　3,000円
		④深夜2時間未満	1勤務　2,000円
		加算額　①～④の合計が月に8回を超えるとき。	1勤務　2,000円
分べん業務手当	休日又は午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に分べん業務に従事	主として携わった医師	1件　40,000円
		助手として携わった医師	1件　20,000円
	平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に分べん業務に従事	主として携わった医師	1件　20,000円
		助手として携わった医師	1件　10,000円
救急医療等従事手当	医療職職員が休日又は午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に(ｱ)緊急手術(ｲ)緊急カテーテル(ｳ)緊急内視鏡治療(ｴ)緊急透析に従事	医師	1件　20,000円
		医師以外の職員	1件　3,000円
	救急の外来患者に対する入院を伴う診療｛(ｱ)～(ｴ)に規定する業務を除く。｝に従事	医師	1件　5,000円
		緊急入院先の病棟看護師	1件　1,000円
		救急処置室に勤務する看護師	1件　500円

	救急の外来患者に対する入院を伴わない診療｛(ｱ)～(ｴ)に規定する業務を除く。｝に従事	医師のうち循環器内科、脳神経外科、小児科、産婦人科又は麻酔科の医長以上の医師	1件　2,500円
	緊急の呼出しを受け、救急医療等の業務に従事	循環器内科、整形外科、脳神経外科、小児科（管理者が定める日のみ）の医師が待機した場合	1勤務　3,000円
		循環器内科、整形外科、脳神経外科、小児科（管理者が定める日のみ）の医師が呼び出された場合	1回　2,000円
		産婦人科の医師が待機した場合	1勤務　15,000円
		産婦人科の医師が呼び出された場合	1回　2,000円
		麻酔科の医師が待機した場合	1勤務　20,000円
		麻酔科の医師が呼び出された場合	1回　5,000円
		医師以外の医療職が待機した場合	1勤務　1,000円
		医師以外の医療職が呼び出された場合	1回　1,000円
	医長以上の医師が平日の午後５時15分から午後９時までの間において、救急患者の受入調整業務に従事するとき。		1勤務　30,000円
	医員が平日の午後５時15分から午後９時までの間において、救急患者の受入調整業務に従事するとき。		1勤務　15,000円
	医員が平日の午後５時15分から午後９時までの間において、救急患者の受入調整業務に従事する場合で、引き続き宿直業務に従事するとき。		1勤務　30,000円
診断書等作成手当	医師が診断書等を作成したとき	1通の額が3,000円以上	1通　1,000円
		1通の額が3,000円未満	1通　500円
特別医療従事手当	管理職手当の支給を受ける医療職職員が、臨時又は緊急その他業務の必要により、週休日又は休日等に勤務	1時間以上3時間未満（医師）	1回　10,000円
		3時間以上6時間未満（医師）	1回　20,000円
		6時間以上（医師）	1回　30,000円
		1時間以上3時間未満（医師以外）	1回　5,000円
		3時間以上6時間未満（医師以外）	1回　10,000円
		6時間以上（医師以外）	1回　15,000円

オ　時間外勤務手当

平成28年度決算	支　給　実　績	302,178千円
	職員１人当たり平均支給年額	716千円
平成27年度決算	支　給　実　績	326,311千円
	職員１人当たり平均支給年額	766千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（特別職及び管理職員を除く）であり、再任用職員（短時間勤務）を含みます。

カ　その他の手当

（平成29年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	支給実績（平成28年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成28年度決算）
扶養手当	配偶者	14,000円	同じ	38,528 千円	234,927 円
	配偶者以外の扶養親族	7,500円	同じ		
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人	11,300円	同じ		
	特定期間の加算（15歳～22歳の子）	5,000円	同じ		
住居手当	27,000円を限度		同じ	59,117 千円	204,559 円
通勤手当	全額支給（片道２㌔未満を除く）		同じ	30,798 千円	103,698 円
管理職手当	職に応じて59,000円～119,000円		同じ	65,447 千円	896,540 円
初任給調整手当	医療職給料表（1）適用の2級以上の職員（月額250,400円を限度）		－	120,652 千円	2,805,865 円
宿日直手当	1勤務8,000円（管理職　10,000円）（医療職給料表（1）適用職員20,000円～50,000円）		－	52,490 千円	546,771 円

（注）　管理職手当の月額は、自主的な削減として、平成24年度から約８％減額しています。

５　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　職員の勤務時間、休憩時間の概要（平成29年４月１日現在）

職員の勤務時間は、８時30分から17時15分までの１日７時間45分、週38時間45分です。
（休憩は12時から13時まで）

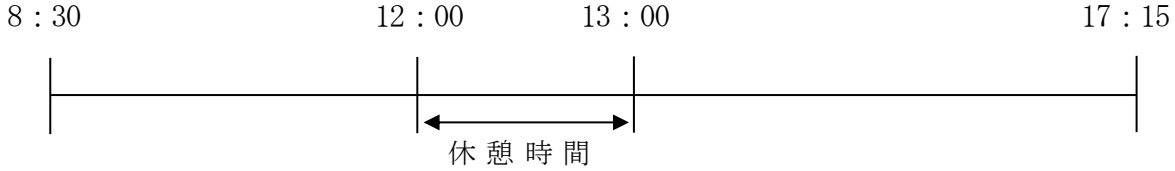

（注）　上記は、標準的な勤務を示したもので、消防署や病院、図書館などは特別な勤務形態（三交替又は二交替等）となっています。

⑵　職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として１年に20日の有給休暇が与えられます。

平成28年度の平均取得日数	平成27年度の平均取得日数
10.9日	10.9日

（注）　有給休暇の期間は４月１日から翌年３月31日まで

⑶　特別休暇の概要

年次休暇以外にも、次の特別な事由等に該当する場合は、特別休暇を受けることができます。

種　類	付与日数等
感染症の予防措置等による休暇	必要と認める期間
風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める時間
風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間の範囲内で必要と認める期間
交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認める時間
裁判員、証人等として官公庁等への出頭	必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める時間
職員の結婚	7日以内
母子保健法による保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、満24週から満35週までは2週間に1回及び満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回その都度必要と認める時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日につき1時間の範囲内で必要と認める時間

職員の出産	出産予定日以前8週間目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内で職員が請求した期間
配偶者の出産	3日以内
生理により勤務することが著しく困難な場合	2日の範囲内で必要と認める期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日1時間
配偶者の分べんの予定日以前8週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において、分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間
職員が小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者のを子を含む。）の看護をする場合	5日（その養育する子が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
職員が要介護者（配偶者等、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者)の介護等を行う場合	5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
職員の親族の死亡	3日～10日
配偶者、父母又は子の祭日	1日(慣習上必要と認める日)
あらかじめ計画された能率増進計画の実施の場合(リフレッシュ休暇)	勤続30年：6日、勤続20年：5日 勤続10年：4日、銀婚：3日
職員が骨髄移植のための骨髄等の提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、別に定める社会に貢献する活動を行う場合であって、業務に支障がないと認められる場合	1年度につき5日の範囲内で必要と認める期間
その他市長が必要と認めた場合	必要と認める時間又は期間

⑷ 介護休暇の概要と取得状況

職員は要介護状態にある家族を介護するために介護休暇を取得することができます。休暇は連続する６か月の期間内で、１日単位又は、時間単位で取得することもできます。

種類	取得者数	
	平成28年度	平成27年度
介護休暇	4人	1人

⑸ 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

種類	取得者数	
	平成28年度	平成27年度
療養休暇	128人	104人

（注）　１週間以上の取得者です。

⑹ 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模、業種によって安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

［単位：人］

区分	概　要	平成28年度		平成27年度	
		設置すべき事業場数	設置事業場数	設置すべき事業場数	設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全管理者及び衛生管理者の指揮や労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の総括管理を行う者	10	10	9	9
安全管理者	職場の設備や作業方法等に危険があるときの応急措置や作業の安全に関する教育及び訓練など安全に係る技術的事項を管理する者	2	2	2	2
衛生管理者	作業条件、施設等作業環境の衛生上の調査・改善や衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な衛生に係る技術的事項を管理する者	10	10	9	9
産業医	作業環境の維持管理や職員の健康教育、健康相談その他職員の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者等に指導、助言を行うことができる専門的な医師	10	10	9	9
安全衛生委員会	職場における職員の危険又は健康障害を防止するための基本対策など事業場の安全又は衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	10	10	9	9

（注）平成 28 年６月から南毛利小学校が設置すべき事業場の一部に含まれました。

６　職員の休業に関する状況

育児休業等に関する制度には、３歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、２時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度及び１週間当たりの勤務時間を短縮する育児短時間勤務制度があります。

［単位：人］

種類	取得者数	
	平成28年度	平成27年度
育児休業	92（91）	86（86）
部分休業	59（59）	58（58）
育児短時間	15（15）	8（8）

（注）（　）内は、女性の取得者数であり、内数です。

7　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分の状況

(平成28年度) ［単位：人］

<table>
<tr><th>処分の種類</th><th>処　分　事　由</th><th>処分者数</th></tr>
<tr><td>免職</td><td rowspan="2">１　勤務実績が良くない場合
２　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
３　１及び２の場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
４　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</td><td>0</td></tr>
<tr><td>降任</td><td>0</td></tr>
<tr><td>休職</td><td>１　心身の故障のため、長期の休養を要する場合
２　刑事事件に関し起訴された場合</td><td>31</td></tr>
<tr><td>降給</td><td>１　勤務能率が低下した場合
２　１に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合</td><td>0</td></tr>
</table>

(2) 懲戒処分の状況

(平成28年度) ［単位：人］

処分の種類	意　　義	処分者数
免職	職員の規律違反の責任を問うために職員としての身分を失わせる処分	0
停職	職員を一定期間職務に従事させない処分	1
減給	職員の給与の一定割合を一定期間減額して支給する処分	2
戒告	職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分	0

８　職員の服務の状況

基本原則	概　要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

９　職員の退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した元職員は、退職前５年間に在職していた執行機関の組織（市長部局や教育委員会等）の職員に対して、退職後２年間、働きかけが禁止されています。

また、課長職以上の職にあった職員は、離職後２年以内に営利企業以外の法人その他の団体又は営利企業に就職した場合は、再就職情報を任命権者に提出することになっています。

再就職先	再就職者人数
営利企業以外の法人その他の団体	7人
営利企業等	3人

（注）　平成28年度末退職者のうち、平成29年４月以降に再就職した人数です。

10　職員の研修の状況

⑴　人材育成基本方針の概要

本市では、体系的・総合的な観点で人材育成を推進するため、人材育成の道標となるべき「人材育成基本方針」を策定しています。

人材育成基本方針は、求められる職員像『住民や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員』を明らかにし、その理想像に可能な限り近づくための取組を、「風通しの良い職場」、「キャリアプラン」、「意識向上」、「人事管理」、「人材確保」及び「能力開発」の６つの視点から体系的・総合的に示しています。

⑵　研修方針・体系の概要と実施状況

ア　研修方針

地方分権の進展により新たな時代を迎え、自主的・自立的なまちづくりが求められる中、市の政策理念に基づく各施策を実現していくためには、市民と行政が一体となり、住民自治の拡充や効率的・効果的な行政運営を推進していく必要があります。

そのためには、推進力となる意欲と能力のある職員を育成し、これまで以上に組織の力を高めていくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、平成28年度は職員一人一人の能力を最大限開発するとともに、新たな時代に対応できる職員の育成に取り組みました。

イ　研修体系

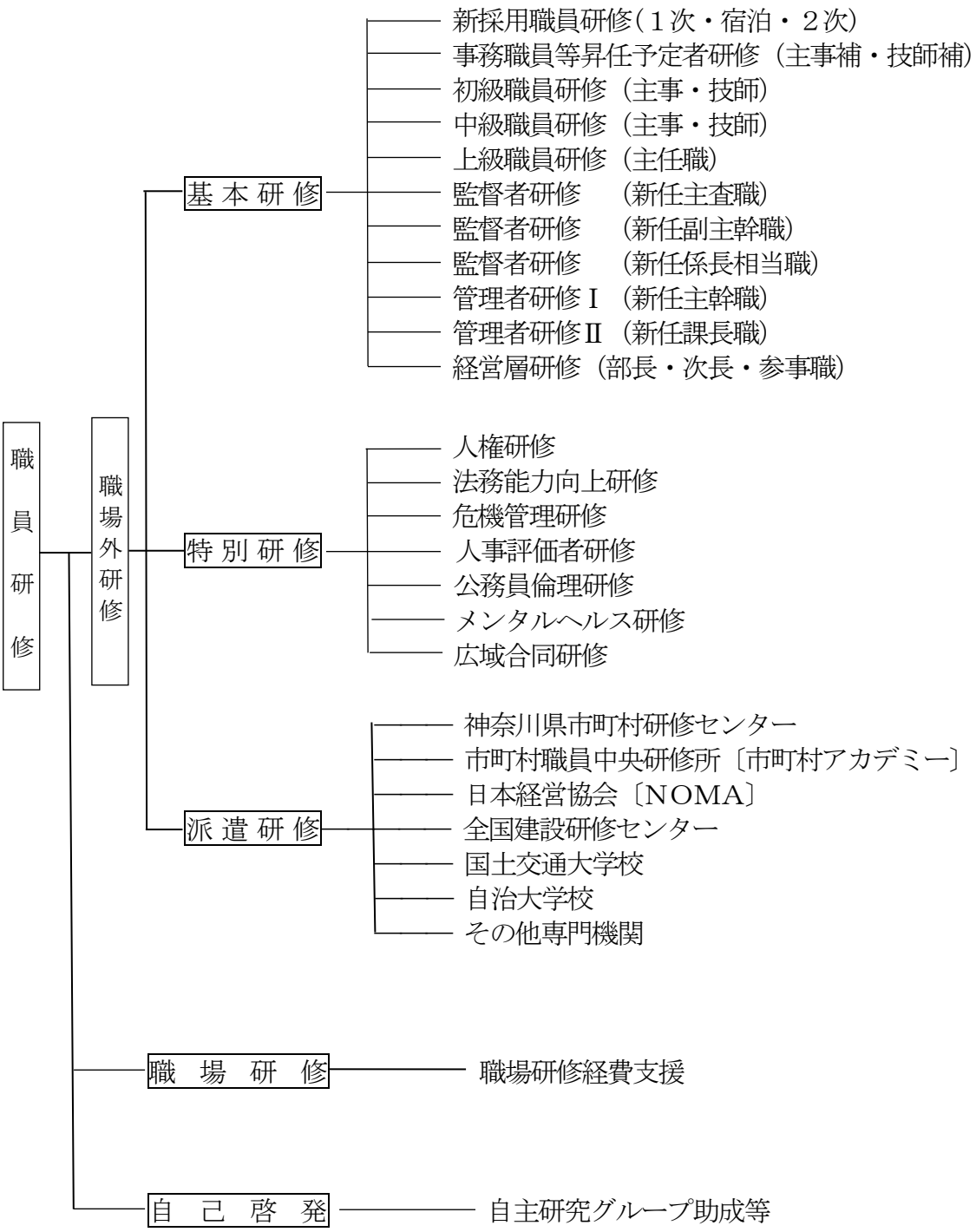
職員研修
職場外研修
基本研修
新採用職員研修（１次・宿泊・２次）
事務職員等昇任予定者研修（主事補・技師補）
初級職員研修（主事・技師）
中級職員研修（主事・技師）
上級職員研修（主任職）
監督者研修　（新任主査職）
監督者研修　（新任副主幹職）
監督者研修　（新任係長相当職）
管理者研修Ⅰ（新任主幹職）
管理者研修Ⅱ（新任課長職）
経営層研修（部長・次長・参事職）
特別研修
人権研修
法務能力向上研修
危機管理研修
人事評価者研修
公務員倫理研修
メンタルヘルス研修
広域合同研修
派遣研修
神奈川県市町村研修センター
市町村職員中央研修所〔市町村アカデミー〕
日本経営協会〔NOMA〕
全国建設研修センター
国土交通大学校
自治大学校
その他専門機関
職場研修
職場研修経費支援
自己啓発
自主研究グループ助成等

ウ　実施状況

（平成28年度）

種類	概　　要	受講者数
派遣研修	高度な専門的知識や技術習得のために、神奈川県市町村研修センター、自治大学校、市町村職員中央研修所を始め、各研修機関へ積極的に職員を派遣し、職員の能力開発・向上を図り、地方分権時代に対応する人材の育成に努めました。	112講座　　195人
庁内研修	選択型カリキュラムから必要とする科目を選び、受講できる選択制研修を導入し、個々の強み弱みに応じた科目を選択することにより、学習意欲の喚起と能力開発を目指しました。 また、住民からの様々な行政需要に対応した施策を行うため、必要とされる知識の習得のための特別研修を開講し、職員の専門知識習得や能力の開発に努めました。	≪基本研修≫ 19講座　　641人 ≪特別研修≫ 25講座　　1,456人 計 44講座　　2,097人
自己啓発	行政に係る各分野について、自主的に研究する職員のグループ活動を奨励し、助成を行いました。	≪自主研究グループ活動支援≫ 6グループ　54人

エ　実施状況（市立病院）

研修計画に基づき、研修を実施しています。

(ｱ) 院外研修　（平成28年度）

研修講座数	参加延べ人数
337	577人

(ｲ) 院内研修会・講演会　（平成28年度）

研修会等	概要	開催回数
院内研修・講演会	医療安全や感染防止、災害拠点病院としての院内対策等、病院職員として必要な知識を学びます。	8回

11　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

本市の常勤職員は、神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市を除く）が加入する神奈川県市町村職員共済組合に加入しています（庁務用務員は公立学校共済組合に加入しています）。

この共済組合は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているもので、その目的を達成するために３つの事業（短期給付、長期給付、福祉）を行っています。

なお、神奈川県市町村職員共済組合は、常時勤務する職員を組合員として組織される団体で、職員から徴収する掛金と事業主である市からの負担金により運営されています。

事業種類	内　　容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。
長期給付事業	被保険者（組合員）の老齢・退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。
福祉事業	健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、貯金事業、住宅資金の貸付けなどを行います。

(2) 公務災害補償の概要と発生状況（常勤職員）

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償基金へ認定請求を行い、公務（通勤）災害と認定された場合、一定の補償がなされます。

《認定請求件数及び公務（通勤）災害の主な概要》

公務災害　被災職員の状況	平成 28 年度	平成 27 年度
ごみ収集処理作業中	4 件	6 件
児童の保育・介護等	0 件	0 件
医療行為中（針刺し事故等）	4 件	6 件
救急・消火活動中（訓練を含む）	0 件	5 件
給食調理、片付け作業中	2 件	1 件
行事等準備作業中	2 件	0 件
蜂等による虫刺されによるもの	0 件	0 件
その他	4 件	3 件
合計	16 件	21 件

通勤災害　被災職員の状況	平成 28 年度	平成 27 年度
自転車及びバイクでの転倒等	3 件	1 件
交通事故	1 件	3 件
歩行中転倒	0 件	0 件
その他	0 件	0 件
合計	4 件	4 件

⑶ 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員の健康診断を年１回定期的に実施しており、職員の健康状態を把握して疾病の早期発見、結果に基づく事後措置を実施し職員の健康管理に努めています。

また、業務の性質上、Ｂ型肝炎や破傷風に感染する危険性の高い職員を対象としたＢ型肝炎ワクチンや破傷風ワクチンの予防接種、深夜業務従事職員を対象とした特定業務従事者健康診断及び医療従事者の一部を対象とした特殊健康診断を実施しています。

⑷ メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、毎月３回産業医や臨床心理士が個別相談に応じているほか、庁舎外における医療機関で臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

また、「メールによるメンタル相談」、毎月「メンタルヘルスに関するニュースレター」を配布しています。

さらに、年に１回ストレスチェックを実施するとともに、年に２回心の健康管理に関する研修会を実施する等、「厚木市職員心の健康づくり計画」に基づく取り組みを推進しています。

⑸ セクシュアルハラスメント等への対応状況

セクシュアルハラスメント等に対しては、職員による相談員を設置して随時相談を受け付けています。必要に応じて所属長や人事主管課と連携するなど対応しています。

また、セクシュアルハラスメント等に関する研修を実施しています。

⑹ その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条で「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と規定されており、これに基づき、職員の厚生、福利施設を確立し、福祉の増進を図るため職員厚生会を設置しています。

職員厚生会は常時勤務する職員で組織され、福利厚生、医療等に関する給付その他厚生に関する事業を行い、職員からの会費、市からの交付金等をもとに運営されています。

厚木市職員厚生会　会員数　2,023人（平成29年４月１日現在）

ア　主な事業

(ｱ) 給付事業　　慶弔金、傷病見舞金、退会餞別金等の給付

(ｲ) 助成事業　　①スポーツ観戦、観劇助成
②指定保養施設等利用助成
③クラブ活動助成

(ｳ) 福利厚生事業　　①職員相互及び家族との親睦のための各種事業の開催
②保養施設借上事業

(ｴ) 編集事業　　機関誌「あつぎ・フェイス」の発行

イ　市からの交付金による事業

市からの交付金の使途については、職員の保健事業に給付することとし、人間ドック助成金、健康管理助成金に充てる経費に限定しています。

平成28年度、市からの交付金は、人間ドック助成金の一部に活用しました。

12　公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、審査請求）

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、勤務条件、その他人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会にすることができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、勤務条件に関して、公平委員会に、当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

［単位：件］

平成28年度当初係属件数	新規件数	処理件数					平成28年度末係属件数
		容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不利益処分に関する審査請求制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求をすることができます。

［単位：件］

平成28年度当初係属件数	新規件数	処理件数					平成28年度末係属件数
		処分取消	処分容認(棄却)	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0